

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、上越圏域広域都市計画マスタープランの素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年8月30日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 公聴会の日時

平成28年10月1日（土）午後2時から

2 公聴会の開催場所

上越市新光町1丁目9番10号

上越文化会館中ホール

3 事案の概要

広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域マスタープラン」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。上越圏域には、上越市、糸魚川市及び妙高市が含まれる。

4 素案の縦覧

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課、新潟県糸魚川地域振興局地域整備部計画調整課、上越市都市整備部都市整備課、糸魚川市産業部建設課及び妙高市建設課において、9月12日（月）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

上越市、糸魚川市及び妙高市の住民並びに利害関係者

6 公述申出の方法

素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

7 公述申出期限

平成28年9月12日（月）（必着のこと。）

8 公述申出先

(1) 上越市本城町5-6（〒943-8551）

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-526-9516

(2) 糸魚川市南押上1-15-1（〒941-0052）

新潟県糸魚川地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-553-1969

(3) 上越市木田1-1-3（〒943-8601）

上越市都市整備部都市整備課

電話 025-526-5111

(4) 糸魚川市一の宮1-2-5（〒941-8501）

糸魚川市産業部建設課

電話 025-552-1511

(5) 妙高市栄町5-1（〒944-8686）

妙高市建設課

電話 0255-74-0025

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後1時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1（〒950-8570）

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429